



発行 新潟県

**第 36 号**

平成26年5月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 799 種畜証明書の有効期間の延長をする旨の通報（畜産課）
- 800 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 801 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 802 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 803 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 804 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 805 道路の区域変更（道路管理課）
- 806 道路の供用開始（道路管理課）
- 807 道路の区域変更（道路管理課）
- 808 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

公聴会の開催（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第799号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から平成26年7月31日までに現在交付している種畜証明書の有効期間を迎えるものについて、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報があった。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年5月13日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就 任

理事	佐渡市畑野甲 794 番地	渡邊 敏夫 (理事長)
〃	〃 目黒町 163 番地	生田 国久
〃	〃 金丸 1216 番地 1	高柳 康久
〃	〃 真野新町 131 番地 2	五島 金一郎
〃	〃 宮川甲 91 番地	末永 万寿夫
〃	〃 四日町 599 番地	逸見 克也

〃 〃 三宮 8 番地 矢田 一義  
 監事 〃 畑野甲 639 番地 今井 三治  
 〃 〃 竹田 478 番地 中川 清之助  
 就任年月日 平成 26 年 4 月 20 日

## 2 退任

理事 佐渡市畑野甲 794 番地 渡邊 敏夫  
 (理事長)  
 〃 〃 長石 103 番地 逸見 一郎  
 〃 〃 金丸 364 番地 11 若林 正春  
 〃 〃 吉岡 84 番地 宇治 直道  
 〃 〃 三宮 293 番地 服部 哲  
 〃 〃 寺田 145 番地 1 計良 茂樹  
 〃 〃 飯持 40 番地 猪股 孝一  
 監事 〃 畦田 35 番地 有限会社みやび産業 代表取締役 小田 雅章  
 〃 〃 滝脇 190 番地 安達 忠雄  
 退任年月日 平成 26 年 4 月 19 日

## ◎新潟県告示第801号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を平成26年4月30日認可した。

平成26年5月13日

新潟県長岡地域振興局長

## ◎新潟県告示第802号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を平成26年4月30日認可した。

平成26年5月13日

新潟県南魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第803号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を平成26年4月30日認可した。

平成26年5月13日

新潟県南魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第804号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事を完了した。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
次新	区画整理(経営体育成基盤整備)事業	燕市 新潟市	平成26年3月19日

## ◎新潟県告示第805号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで	新	(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から 同市大字矢立新田字新通632番 3 まで		(C) 39.6～169.8メー トル	723.4メートル
加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1671番 1 まで		(D) 15.6～163.8メー トル	1,042.2メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで	旧	(A) 7.0～22.0メートル	6,631.9メートル
南蒲原郡田上町大字田上字田上 190 番から 加茂市寿町1530番 1 まで		(B) 12.0～63.0メートル	6,941.6メートル
加茂市大字加茂字五反田 2732 番 1 から 同市大字矢立新田字新通632番 3 まで		(C) 39.6～169.8メー トル	723.4メートル
加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1671番 1 まで		(D) 15.6～163.8メー トル	1,042.2メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)及び(D)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線、県道新潟五泉間瀬線、県道村松田上線及び県道天神林上条線と重用

◎新潟県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間

南蒲原郡田上町大字田上字山田丙 1431 番 1 から同郡同町大字田上字三十刈丁 1905 番 1 まで及び同郡同町大字田上字与五右エ門通丙 1942 番 1 から同郡同町大字田上字田上 190 番まで

- 3 供用開始の期日 平成26年5月15日

◎新潟県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市小泉 1482 番 6 から	新	9.8～29.0メートル	69.4メートル
同市小泉1482番47まで			
	旧	9.8～29.0メートル	69.4メートル

◎新潟県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間  
十日町市小泉1482番6から同市小泉1482番47まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月13日

公 告

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越都市計画区域区分の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年5月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時  
平成26年6月13日（金）午後2時から
- 2 公聴会の開催場所  
上越市春日山町3丁目1番60号  
上越市春日謙信交流館 集会室1
- 3 事案の概要  
別紙「上越都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課及び上越市都市整備部都市整備課において、5月26日（月）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
上越市の住民
- 6 公述申出の方法  
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限  
平成26年5月26日（月）（必着のこと。）
- 8 公述申出先及び問合せ先  
(1) 上越市本城町5番6号（〒943-8551）  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

(2) 上越市木田1丁目1番3号(〒943-8601)

上越市都市整備部都市整備課

電話 025-526-5111

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の60名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年 5 月13日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年 7 月 1 日から平成29年 6 月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 入札説明書に定める作業を行った実績を有する者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年5月26日（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分に前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年5月29日（木）午前11時00分  
新潟県立新発田病院 一階 コミュニティルーム

5 本件入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は平成26年5月27日午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成26年5月27日に必着させるとともに、簡易郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血管造影X線撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年5月13日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

---

- (1) 購入等件名及び数量  
血管造影X線撮影装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成27年3月31日(火)
- (4) 納入場所  
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

平成26年6月23日(月)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成26年6月27日(金)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Angiography System [1]set

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. June 27, 2014

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

\*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516